

1 議事日程(第1号)

(令和2年第7回久山町議会11月臨時会)

令和2年11月27日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

日程第4 議案第87号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第32号)

日程第5 議案第88号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第33号)

日程第6 議案第89号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第34号)

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 山野久生

2番 清永義弘

3番 有田行彦

4番 佐伯勝宣

5番 松本世頭

6番 本田光

7番 阿部哲

8番 只松秀喜

9番 久芳正司

10番 阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

6番 本田光

7番 阿部哲

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町長 西村勝

副町長 佐伯久雄

教育長 安部正俊

総務課長 安倍達也

町民生活課長 矢山良寛

教育課長 森裕子

産業振興課長 久芳義則

税務課長 佐々木信一

魅力づくり推進課長 川上克彦

福祉課長 稲永みき

財政課長 久芳浩二

都市整備課長 井上英貴

健康課長 大嶋昌広

上下水道課長 横山正利

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 中 原 三千代

議会事務局書記 篠 原 正 継

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただ今から、令和2年第7回久山町議会11月臨時会を開会します。

まず初めに、町長より所信表明を含めごあいさつをお受けいたします。

町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

本日は、久山町議会11月臨時議会を招集いたしましたところ、議員全員の皆さまにご出席賜り、心より感謝申し上げます。町長就任後の初めての議会でございます。この場をお借りして、所信のごあいさつを申し上げます。

去る10月28日久山町長に就任いたしました西村勝でございます。皆さま、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

このたびの選挙では、多くの町民の皆さまの温かいご支持を頂戴したことを大変光栄に思っております。そして改めて、久山町の未来を担う責任で、身が引き締まる思いでございます。私は、久山町が直面しているさまざまな課題と正面から向き合い、一つ一つ丁寧に解決し、久山町が持つすばらしい財産、魅力を存分に生かした活力あふれる町にしていきたいと考えています。そうした思いを町民の皆さまと共有し、徹底した当事者目線で成し遂げていきたいと思っています。

さて、皆さまもご存じのとおり、社会は今、先の見えない大変な時代を迎えています。人口の減少は、2008年をピークに加速度的に進行します。国の人口は、2040年には1億人弱に減少すると予測されています。平均すると毎年およそ100万人、極端な例えですが、2年で福岡市規模の都市が消滅する人口数です。近年では、地震や台風、豪雨などの自然災害も頻発し、甚大な被害が発生しています。さらには、新型コロナウイルスの世界的な大流行は、私たちの生活様式そのものを変えざるを得ないほどです。このような中、久山町では人口9,000人を超え、近年の増加率は、県内はもちろん全国において上位となっています。年少人口増加率、生産年齢人口増加率も同様の結果です。財政力を表す指数は、令和2年では0.87と県内でも高い数値となっています。また、数値だけではなく、時代に流されない、日本の古き良き時代を守り継いできた取り組みが、奇跡の町として、さまざまな分野、各方面から注目されています。物があふれる社会の中で、人口や経済規模の大小が、人間の豊かな暮らしをはかる物差しではなくなってきました。福岡市に隣接しながらも、自然豊かな風景や、人と人の温かいつながりが残された奇跡の町は、先人の方々をはじめ、町民の皆さまお一人お一人が築いたものです。これからは、久山町だからこそ

描ける未来を、町民の皆さまとともに考え、次世代に誇れる町に発展させていくことが、私たちに求められています。久山町の発展には、地域にある力を生かして、地域独自の取り組みを提供していくことで、自主自立を目指していくことが必要であると考えています。そのためには、地域を多角的に見る人材の育成に力を入れること。町民だけではなく、町内外の企業、事業者の方々と連携を行い、健康福祉サービス等の向上を図ること。加えて、定住促進、財政基盤の確立に向けた中長期的な取り組みを積極的に展開することが重要です。その基盤を作っていく取り組みとして、三つの政策を展開していきたいと考えています。

一つ目は、人づくりです。思いをつなぐのは人であり、人が町をつくります。まず、教育に力を入れ、具体的には、インターネットを使った独自事業の取り組み。第一線で活躍する人から直接学ぶ取り組み。世代を超えて学び合う機会をつくる取り組み。これらは地方であっても、高度な教育や学びが受けられる町を目指すことにつながります。

二つ目に、仕事づくりです。まちの活力向上には、シニア世代や子育て世代の皆さまが、生き生きと暮らすための仕事作りが必要不可欠であると考えます。特に、石切長浦地区においては、健康をテーマとした新しい形の産業団地の開発を進め、SDGsを活用した全国のモデルとなる団地として、優良企業を誘致していきます。それによって、新規雇用と財政基盤の確保につなげていきたいと考えています。本町の恵まれた立地を生かし、自然と調和した企業誘致や農業振興を進めることにより、新たな仕事や働き方を生み出していく久山スタイルを目指します。

三つ目に、健康づくりです。人生100年時代を迎えた今、体の健康だけではなく、心の健康も重要だと考えます。久山町は九州大学との連携で、最先端の健診が受けられる町です。さらに、健康福祉への取り組みとして、生きがいや楽しみづくりへの投資を行っていきます。生活交通の充実や地域の公園づくり、楽しみながら学べる健康講座を進めていきます。幾つになっても、心身ともに健康で、やりたいことにチャレンジできる新たな健康の町を目指します。

最後に、地方のまちづくりにおいて、議会は大切な場です。地方自治制度では、首長と地方議員を住民が直接選ぶ二元代表制がとられています。議会は、選挙で選ばれた首長と議員の皆さまが議論を交わし、主権者である町民の民意を反映させるための場です。まちづくりは私一人で行うことは出来ません。私は、この場を大切に、これからの新しい久山を、未来に誇れる久山を皆さまとともに考え、つくっていききたいと思います。未来を生きる皆さんへの思い、しっかりと受け止め、持ち前の行動力で久山町の未来を築いていくように、誠心誠意努めていく所存です。

以上をもちまして、私の所信のごあいさつとさせていただきます。

この後の本日提案します議案は、久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を含む3議案でございます。詳細は、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部文俊君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部文俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、6番本田光議員および7番阿部哲議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部文俊君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（阿部文俊君） 日程第3、福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

久芳菊司町長の任期満了に伴い、選挙依頼が来ております。

お諮りします。

福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推選でということに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に西村勝町長を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました西村勝町長を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、ただ今、指名しました西村勝町長が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、福岡県介護保険広域連合議会議員に当選された西村勝町長が議場におられます。久山町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第87号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第88号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第89号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第87号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第6、議案第89号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に伴う条例改正議案のため一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） マスクを外させていただきます。

議案第87号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第88号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第89号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について一括してご説明いたします。

議案第87号から議案第89号までの3議案につきまして、令和2年10月7日付けの人事院

勸告により、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年久山町条例第7号）、久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和44年久山町条例第24号）、久山町職員の給与に関する条例（昭和48年久山町条例第16号）の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時42分

再開 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案の審議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第87号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第87号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第88号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第88号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第89号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第89号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（6番本田 光君「ちょっとマスクを外させもらいます」と呼

ぶ)

本田議員、手を挙げて言ってください。

(6番本田 光君「いや、手を挙げたんですよ」と呼ぶ)

本田議員。

○6番(本田 光君) 議案第89号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

先ほど来から提案理由の説明がありました。本2020年人事院勧告は、10月7日、国会と内閣に対して、国家公務員の一時金の削減を勧告したと。この勧告がどういうものかという点で、先ほど来からの説明では、一般職の方が約1万6,878円、また課長クラスが2万4,212円というような減額になるというふうに説明を受けました。この勧告には多くの問題点がある。全ての労働者の賃下げにつながるという関係ですね。それから、今新型コロナ危機から住民を守るという労働者にマイナス勧告だというふうに思います。やっぱりこうした状況の中で、地域経済にも大きな影響を及ぼすものだというふうに思います。また、長時間労働の是正を言いながら、要員確保に国が踏み込んでいないという点ですね。それからまた、非常勤職員の処遇改善につながる具体策が示されていない等々。この自治体職員というのはもうご存じなように、昼夜相当頑張っておられると。ですから、私が言いたいのは、本来自治体職員が町民に対するサービスを提供するところで、本来だったら、賃上げをすべきだというふうに考えます。給料を下げるという、こういう勧告には納得できないという点で、本議案について反対討論といたします。

○議長(阿部文俊君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) これで討論を終わります。

議案第89号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

— 令和2年第7回11月臨時会 —

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第7回久山町議会11月臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時33分